平成２７年（フ）第４６号
長崎県大村市寿古町407番地
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
静岡県浜松市東区大瀬町350番地の132
債務者　福原美智子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛涯　梨恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８２３号
名古屋市中川区江松２丁目417番地　グランディールＪ205号、従前の住所名古屋市中川区野田２丁目234番地の３
債務者　永田　奈々
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森島　佳代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４９号
岐阜市浪花町１丁目６番地１　ダイアパレス岐阜浪花901号室
債務者　森　　茂高
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　優一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２２４号
埼玉県所沢市大字下安松379番地の１　森田コーポ305、住民票上の住所東京都三鷹市上連雀９丁目９番９号　小角方
債務者　佐々木正史
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８２号
岐阜市山吹町２丁目８番地　青木ビル101号室
債務者　古田　耕一
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１８３号
岐阜市山吹町２丁目８番地　青木ビル101号室
債務者　古田美智子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４８号
北海道小樽市朝里４丁目６番４号
債務者　高野　恒大
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第５０号
北海道小樽市入船１丁目１番260号　ＯＮＯレジデンス南小樽
債務者　斉藤　忠昭
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第４５号
青森県八戸市石堂２丁目９番25号
債務者　村上　梨乃（旧姓讃岐谷）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第６号
栃木県真岡市高勢町２丁目83番地４
債務者　海老原芳子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２７年（フ）第１２６号
石川県かほく市白尾ル86番地　アレーナＩ202号、従前の住所石川県羽咋市千里浜町タ２番地11
債務者　新屋　基樹
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１６２号
金沢市上荒屋４丁目78番地１　市営住宅４棟204号
債務者　住谷　敦史
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１１０号
長野県安曇野市明科七貴4617番地９
債務者　内川　貴裕
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１１１号
長野県安曇野市明科七貴4617番地９
債務者　内川美奈子（旧姓長沼）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１２１号
長野県大町市社6857番地６
債務者　井上　昌子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所松本支部